

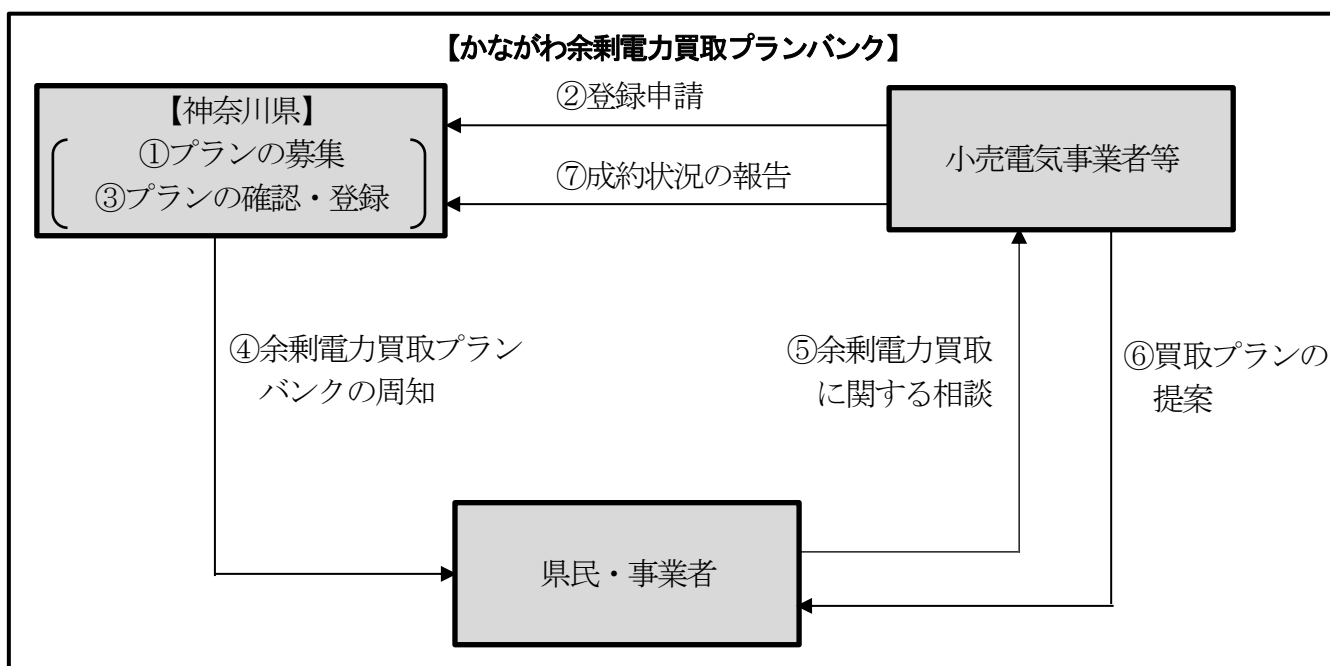
# かながわ余剰電力買取プランバンク公募要領

令和元年10月18日 神奈川県制定

## 1 目的

神奈川県では、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入加速化やエネルギーの地産地消などに取り組んでいます。

その一環として、余剰電力の買取期間を満了された方々へ向け、余剰電力の買取を行う事業者を募集し、その事業者の買取プランを「かながわ余剰電力買取プランバンク」（以下「買取プランバンク」といいます。）にて紹介することで、再生可能エネルギーの効果的な活用をはかってまいります。



## 2 募集内容

県内の余剰電力の買取期間を満了された方々から、余剰電力の買取を行う事業者の買取プランを募集します。

## 3 登録申請事業者

登録申請する事業者は、登録した余剰電力の買取プラン（以下「買取プラン」といいます。）の実施に必要な体制を整備してください。

また、登録申請は、単独の事業者が行う場合と、複数の事業者が団体等を組成して行う場合が想定されます。後者の場合は、複数事業者のうち代表事業者が登録申請し、すべての事業者が次の要件を満たしていることとします。

### (1) 登録事業者の要件

登録事業者は、次の要件をすべて満たしていることとし、誓約書の提出をもってその事実を確認します。

また、必要に応じて、関係機関に事実確認を行う場合があります。

ア 直近の決算財務諸表が債務超過となっていないこと。

イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

- ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- エ 次の申立てがなされていないこと。
  - (ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - (イ) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - (ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- オ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- カ 県税その他の租税を滞納していないこと。
- キ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ク 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ケ 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - (ウ) 法人にあっては、代表者又は役員のうち、暴力団員に該当する者があるもの

#### 4 買取プランバンクの運用に係る役割分担

##### (1) 神奈川県

###### ア 相談対応

買取プランバンクに関する一般的な相談に応じます。

###### イ 広報

買取プランバンク及び買取プランについて、県エネルギー課ホームページ等に掲載するなど多様な方法で積極的にPRを行います。

##### (2) 買取プランを登録した事業者

###### ア 事業者の業務

登録を受けた後は、原則として次の業務を行っていただきます。

###### (ア) 余剰電力買取に関する相談、契約締結

相談者からの余剰電力買取に関する相談に対応していただきます。相談の結果、双方の条件が一致した場合に契約を締結していただきます。

###### (イ) 買取プランバンクに係る対応状況の定期報告

買取プランバンクに係る対応状況について（様式3）により県エネルギー課にメール等により半期毎に報告していただきます。

###### (ウ) 事故等の報告

相談や契約の締結において、苦情を受けた場合、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告していただきます。

###### (エ) 個人情報の管理

相談や契約により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理していただきます。

#### 5 買取プランの登録申請受付期間及び方法等

##### (1) 申請受付期間

通年受付（8時30分から17時まで）※祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く

##### (2) 申請方法

申請書を神奈川県産業労働局産業部エネルギー課へ持参又は郵送してください。

### (3) 質問及び回答

不明な点がある場合は、随時お問い合わせください。

### (4) 登録処理期間

申請書に不備がない場合、申請書の受領後、2週間程度で登録を行います。

なお、買取プランの内容等に関して問い合わせる場合がありますので予め御了承ください。

## 6 買取プラン登録申請書の提出

### (1) 申請書の提出者

申請書は、代表事業者から提出していただきます。

### (2) 申請書及び添付書類

#### ア 申請書

申請する事業者の体制に応じて、次の様式を提出してください。なお、様式は必ず所定のものを使用してください。県エネルギー課ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f321001.html>

様式1 かながわ余剰電力買取プランバンク買取プラン登録申請書

様式2 買取プランの内容

#### イ 添付書類

(ア) 代表事業者の商業登記簿謄本（写し可）

(イ) 代表事業者の直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(ウ) 誓約書（別紙）

(エ) その他県が提出を求めた資料等

#### ウ 提出部数

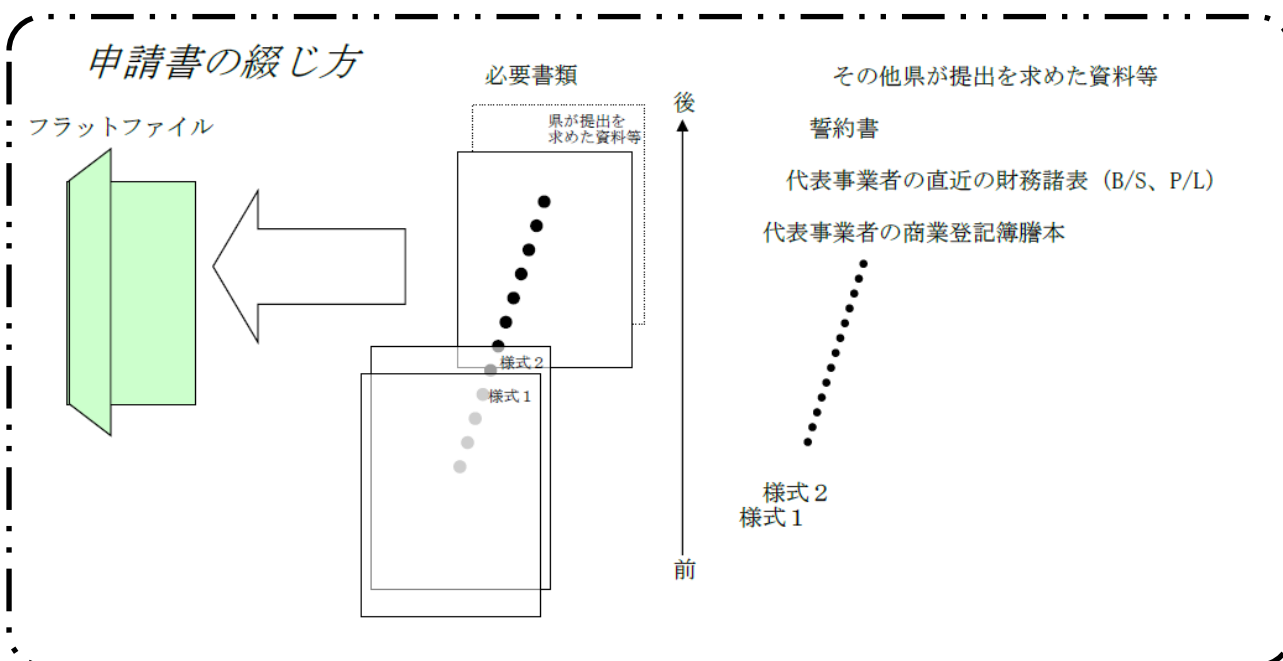
正本1部、副本（コピー）1部。また、申請書の内容を保存したCD-R 1枚を併せて提出してください。

#### エ 申請書の綴り方

以下の順番でフラットファイルに綴じ込んでください。

#### オ 添付書類の免除

代表事業者等が小売電気事業者の場合には、イ添付書類の(ア) (イ)の提出は不要です。



### (3) 提出後の申請書の取扱い

- ア 申請書の変更、差替え、再提出、返却には応じられません。
- イ 申請書の著作権は、代表事業者に帰属します。
- ウ 申請書は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- エ 申請書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、代表事業者が負います。

## 7 買取プランの登録

申請書の書類審査を行い、本公募要領で示している要件をすべて充足している買取プランを、順次登録し、代表事業者に文書でその旨を通知します。

登録は、有効期限を設けず、原則として継続することとします。ただし、代表事業者等が登録のための要件を引き続き満たしているかについて、県から確認を求める場合があります。

## 8 設置プランの公表

県エネルギー課のホームページに、買取プランの内容を掲載します。

## 9 登録抹消、変更、削除等

### (1) 登録の変更、追加

買取プランの内容の変更又は新たな買取プランの追加を希望する場合は、買取プラン変更・追加承認申請書（様式4）により、県エネルギー課に申請してください。

事業者の体制に変更がある場合は、事業体制等変更承認申請書（様式5）により、県エネルギー課に報告するとともに、変更内容について協議してください。

### (2) 登録の抹消

登録の抹消を希望する場合には、買取プラン抹消申請書（様式6）を提出してください。

### (3) 登録の削除等

登録の申請内容に、虚偽があることや重大な誤りがあることが判明した場合には、登録の削除等（紹介の一時停止等を含む）を行います。

また、相談や契約等に関連して、県民から対応に関する不満や苦情が、県に寄せられた場合、その状況を確認するため関連する事業者を対象に聴取や調査を行うことがあります。対応等が適切ではなかったと認められる場合には、改善を求めますので、速やかに対応していただくようお願いします。

なお、改善が認められず、かつ、同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合には、関連する事業者の除外や、登録の削除を行いますので、予め御了承ください。

## 10 買取プランバンクの見直しについて

買取プランバンクの運用状況を勘案し、必要に応じて登録要件の見直し等を行う場合がありますので、予め御了承ください。

なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

## 11 問い合わせ先、ホームページアドレス（URL）

神奈川県産業労働局産業部エネルギー課

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階

電話 045-210-4090

エネルギー課ホームページ

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f321001.html>